

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b><u>I. 基本的考え方</u></b></p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「I. 基本的考え方」、「II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「III. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「IV」から「VII」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「III 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「IV」から「VII」までの部分を参照することとする。</p> <p>また、「VIII」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p>	<p><b><u>I. 基本的考え方</u></b></p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「I. 基本的考え方」、「II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「III. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「IV」から「VII」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「III 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「IV」から「VII」までの部分を参照することとする。</p> <p>また、「VIII」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 行政処分に係る公告の留意事項  <u>金商法第 54 条の 2 又は第 63 条の 5 第 6 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。）の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項（③及び④については、<u>金商法第 54 条の 2 の規定に基づく行政処分の公告を行う場合に限る。</u>）を掲載するものとする。</u></p> <p>① 商号、名称又は氏名                  ② 本店等の所在地</p> <p>(注) 本店等とは、本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は</p>	<p><u>なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。</u></p> <p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 行政処分に係る公告の留意事項                  金商法第 54 条の 2 の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。</p> <p>① 商号、名称又は氏名                  ② 本店等の所在地</p> <p>(注) 本店等とは、本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）をいう。以下同じ。</p> <p>③ 登録番号 ④ 登録年月日 ⑤ 行政処分の年月日 ⑥ 行政処分の内容</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 <u>なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行っている者についても、これに準じた対応をすることとする。</u></p> <p>①～④(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>Ⅱ－１－５ 内部委任</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 財務事務所長等への再委任 財務局長は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第</p>	<p>外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。<u>但し、国内における主たる営業所又は事務所が無い場合には、本店。）</u>をいう。以下同じ。</p> <p>③ 登録番号 ④ 登録年月日 ⑤ 行政処分の年月日 ⑥ 行政処分の内容</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 (削除)</p> <p>①～④(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>Ⅱ－１－５ 内部委任</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 財務事務所長等への再委任 財務局長は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>42 条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。</p>	<p>42 条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。</p>
<p>①～⑥（略）</p>	<p>①～⑥（略）</p>
<p>⑦ <u>金商法第 63 条第 2 項、第 8 項及び第 13 項、金商法第 63 条の 2 第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）並びに金商法第 63 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理に関する事務</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>⑧ <u>金商法第 63 条第 9 項及び第 10 項（これらの規定を金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）の規定による契約書の写しの受理に関する事務</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>⑨ <u>金商法第 63 条の 4 第 2 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下、Ⅲ－3－4において同じ。）の規定により提出される書類の受理に関する事務</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（4）（略）</p>	<p>（4）（略）</p>
<p>Ⅱ－6 準用</p>	<p>Ⅱ－6 準用</p>
<p>（1）適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用  適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特</p>	<p>（1）適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用  適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>例投資運用業務（<u>改正法附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。</u>）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-2（1）、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-5（1）⑤及び⑨、（2）③、Ⅱ-1-6、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に準ずるものとする。</u>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>例投資運用業務（<u>証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、Ⅵ-2-9-1を除いて「改正法」という。）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。</u>）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-1（5）から（7）まで、Ⅱ-1-2（1）、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-5（1）⑤及び⑨、（2）③、Ⅱ-1-6、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ-1-5（3）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。</u>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① <u>金商法第63条第2項、第8項及び第13項、金商法第63条の2第2項から第4項まで（これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）並びに金商法第63条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務</u></p> <p>② <u>金商法第63条第9項及び第10項（これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）の規定による契約書の写しの受理に関する事務</u></p> <p>③ <u>金商法第63条の4第2項（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。）の規定により提出される書類の受理に関する事務</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（３）（略）</p> <p>（４）本店等の名称及び所在地  登録申請書に記載する「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令第 7 条第 10 号、第 44 条第 11 号及び第 258 条第 4 号）は、「本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地」（金商業等府令別紙様式第 1 号別添 6、別紙様式第 9 号別添 4 及び別紙様式第 24 号別添 2）の記載に当たって、本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に）記載することによることとしているか確認するものとする。</p> <p>なお、登記事項証明書上の本店が主たる営業所又は事務所としての機能を有さないなど、当該本店と主たる営業所又は事務所とが異なる場合には、当該主たる営業所又は事務所を最初に記載する必要があることに留意する。</p> <p>（５）登録申請書の添付書類</p> <p>①（略）</p> <p>② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し</p>	<p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（３）（略）</p> <p>（４）本店等の名称及び所在地  登録申請書に記載する「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令第 7 条第 11 号、第 44 条第 11 号及び第 258 条第 4 号）は、「本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地」（金商業等府令別紙様式第 1 号別添 6、別紙様式第 9 号別添 4 及び別紙様式第 24 号別添 2）の記載に当たって、本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に）記載することによることとしているか確認するものとする。</p> <p>なお、登記事項証明書上の本店が主たる営業所又は事務所としての機能を有さないなど、当該本店と主たる営業所又は事務所とが異なる場合には、当該主たる営業所又は事務所を最初に記載する必要があることに留意する。</p> <p>（５）登録申請書の添付書類</p> <p>①（略）</p> <p>② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第9条第2号口及び第3号口に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p>	<p>又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第9条第2号口、第3号口及び第8号イ(1)に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p>
<p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(6)～(10) (略)</p>
<p>Ⅲ－3－4 事業報告書等の作成・提出に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ－3－4 事業報告書等の作成・提出に当たっての留意事項</p>
<p>金商法第47条の2及び第63条の4第2項に規定する事業報告書並びに金商法第48条の2第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書（以下Ⅲ－3－4において「事業報告書等」という。）については、原則として、金融庁が運用する「金融庁業務支援統合システム」（以下「統合システム」という。）を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。具体的には、以下の手順により提出を求めることとする。</p>	<p>金商法第47条の2に規定する事業報告書については、原則として、金融庁が運用する「金融庁業務支援統合システム」（以下「統合システム」という。）を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。具体的には、以下の手順により提出を求めることとする。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 統合システムにログイン後、報告様式のダウンロードを行い、事業報告書等を作成</p>	<p>② 統合システムにログイン後、報告様式のダウンロードを行い、事業報告書を作成</p>
<p>③ 当該事業報告書等について、統合システムを利用して提出</p> <p>但し、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した事業報告書等の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の事業報告書等を提出すれば足りる。</p>	<p>③ 当該事業報告書について、統合システムを利用して提出</p> <p>但し、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した事業報告書の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の事業報告書を提出すれば足りる。</p>
<p><u>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p>	<p><u>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>IV-1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、<u>国内における代表者を含む。以下「役員」という。</u>）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからりまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからりまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第<u>6</u>号若しくは第<u>8</u>号から第<u>10</u>号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>IV-1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員（金商法第52条第2項の解任命令の対象となる役員をいい、以下本IV-1-1、V-1-1、VI-1-1及びVII-1-1において「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからりまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからりまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第<u>7</u>号若しくは第<u>9</u>号から第<u>11</u>号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 主な着眼点</p> <p><u>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</u></p> <p>① <u>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</u></p> <p>② <u>暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと（過去に暴力団員であった場合を含む。）。</u></p> <p>③ <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有していないこと。</u></p> <p>④ <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑥ <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せら</u></p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p><u>IV-4-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>れたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>	<p>（2）監督手法・対応</p> <p><u>IV-4-1 に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。</u></p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項 証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、金商業等府令第123条第1項第14号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。</p> <p>①～③（略）</p> <p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項 証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、金商業等府令第123条第1項第14号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。<u>なお、金融商品取引業として高速取引行為を行う証券会社等</u> <u>にあつては、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2に規定する着</u> <u>眼点にも留意することとする。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）高速取引行為者に係る留意事項</u> <u>金商法第38条第8号及び金商業等府令第116条の4の適用に当たつて</u> <u>は、証券会社等において、以下のことが行われているかについて留意する</u> <u>必要がある。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>（1）（略）</p>	<p>① <u>高速取引行為に該当する取引を行おうとする者から、高速取引行為に係る注文の受託等を開始する場合には、当該者が金商法第38条第8号に規定する高速取引行為者以外の者並びに金商業等府令第116条の4第1号及び第2号に規定する高速取引行為者（以下本(4)において「無登録者等」という。）ではないことを確認しているか。なお、同条第2号に規定する「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない」状況としては、例えば、以下の場合が考えられる。</u></p> <p><u>イ. 取引開始時に、高速取引行為者の業務管理体制として定める、取引システムの管理を十分に行うための措置を講じていることを書面等で確認できないこと。</u></p> <p><u>ロ. 取引開始後に、高速取引行為者の取引システムに異常が発生した場合に、書面等による適切な報告・説明を得られないこと。</u></p> <p>② <u>高速取引行為者から高速取引行為に係る注文の受託等を開始した後、当該高速取引行為者が無登録者等に該当することとなった場合には、直ちに当該高速取引行為者からの受託等を中止するための措置（例えば、当該高速取引行為者との契約等において、当該高速取引行為者が無登録者等に該当した場合には、その旨を直ちに証券会社等に伝える旨を合意していること等）が講じられているか。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>（1）（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>(3) ～ (6)（略）</p>	<p>(2) 体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。<u>なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</u></p> <p>①・②（略）</p> <p>(3) ～ (6)（略）</p>
<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p>	<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p>
<p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p>	<p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p>
<p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p>	<p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p>
<p>(1)（略）</p>	<p>(1)（略）</p>
<p>(2) 監督手法・対応</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p>
<p>金融商品取引業者の役員が、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に</p>	<p>金融商品取引業者の役員が、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>同号イからりまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>	<p>同号イからりまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 7 号、第 9 号若しくは第 10 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>
<p>V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等</p>
<p>(1) 主な着眼点</p>	<p>(1) 主な着眼点</p>
<p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p>	<p><u>V-3-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。</u></p>
<p>① <u>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>暴力団員（過去に暴力団員であった場合を含む。）でないこと。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>③ <u>暴力団と密接な関係を有していないこと。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>④ <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に</u></p>	<p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑥ <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p><u>V-3-1 に規定する事項は</u>、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>（新設）</p> <p>V-2-2-3 取引一任契約等 （略）</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 （略）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p>	<p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無等を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p><u>V-2-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</u> <u>IV-3-2-3(4)の規定は、市場デリバティブ取引業者について準用するものとする。</u></p> <p>V-2-2-4 取引一任契約等 （略）</p> <p>V-2-2-5 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 （略）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-3-1 登録</p> <p>(1) 体制審査の項目            金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>V-3-1 登録</p> <p>(1) 体制審査の項目            金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。<u>なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</u></p> <p>①・②（略）</p> <p>(2)（略）</p>
<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 監督手法・対応</p>	<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 監督手法・対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>金融商品取引業者の役員が、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号のいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>	<p>金融商品取引業者の役員が、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第 52 条第 1 項第 7 号、第 9 号若しくは第 10 号のいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>
<p>VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等</p>
<p>(1) 主な着眼点</p> <p><u>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</u></p> <p>① <u>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</u></p> <p>② <u>暴力団員でないこと（過去に暴力団員であった場合を含む。）。</u></p> <p>③ <u>暴力団と密接な関係を有していないこと。</u></p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p><u>VI-3-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>④ <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑥ <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>VI-3-1に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成等の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・②（略）</p>	<p>い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない<u>等</u>と認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。<u>なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</u></p> <p>①・②（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) ~ (6) (略)</p>	<p>(2) ~ (6) (略)</p>
<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p>	<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p>
<p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業）</p>	<p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業）</p>
<p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p>	<p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第7号若しくは第9号若しくは第10号のいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅶ－１－２ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。Ⅶにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>① <u>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</u></p> <p>② <u>暴力団員（過去に暴力団員であった場合を含む。）でないこと。</u></p> <p>③ <u>暴力団と密接な関係を有していないこと。</u></p> <p>④ <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>⑥ <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p>	<p>Ⅶ－１－２ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p><u>Ⅶ－３－１に規定する事項に照らし、金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。Ⅶにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるも</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅶ-3-1に規定する事項は</u>、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無等を判断し、必要な監督対応を講じる</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>のとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>（注） 審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p>	<p>ものとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。<u>なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</u></p> <p>（注） 審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成等の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-4（2）、Ⅲ-2-6（1）③及び⑤、Ⅲ-2-8（3）並びにⅢ-2-9を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（4）及びⅣ-3-1-5を除く。）、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）から（3）まで、Ⅳ-3-3-2（4）③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4（1）及び（2）並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ-3-4（Ⅳ-3-4-4を除く。）、Ⅴ-2-4（Ⅴ-2-4-4を除く。）、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅶ-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅶ-2-1 登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p>	<p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-4（2）、Ⅲ-2-6（1）③及び⑤、Ⅲ-2-8（3）並びにⅢ-2-9を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（4）及びⅣ-3-1-5を除く。）、<u>Ⅳ-3-2-3（4）</u>、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）から（3）まで、Ⅳ-3-3-2（4）③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4（1）及び（2）並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ-3-4（Ⅳ-3-4-4を除く。）、Ⅴ-2-4（Ⅴ-2-4-4を除く。）、Ⅵ-2（<u>Ⅵ-2-2-1（1）⑦から⑨までを除く。</u>）及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅶ-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅶ-2-1 登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。<u>なお、金商法第33条の5第1項第5号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>①～⑦（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>VIII-2-4</u> 外務員登録 （略）</p> <p><u>VIII-2-5</u> 金商法第33条の規定の解釈について</p> <p>（1）金商法第33条第1項本文の規定の解釈について</p> <p>① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下<u>VIII-2-4</u>において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。 イ・ロ．（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>VIII-2-6</u> その他</p>	<p>①～⑦（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p><u>VIII-2-4</u> 事業報告書等の作成・提出に当たっての留意事項 <u>金商法第48条の2第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書の提出については、III-3-4に準ずることとする。</u></p> <p><u>VIII-2-5</u> 外務員登録 （略）</p> <p><u>VIII-2-6</u> 金商法第33条の規定の解釈について</p> <p>（1）金商法第33条第1項本文の規定の解釈について</p> <p>① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下<u>VIII-2-6</u>において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。 イ・ロ．（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>VIII-2-7</u> その他</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p><b><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。）、Ⅲ-3-3、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-5（（5）を除く。）並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。）、Ⅲ-3-3、<u>Ⅲ-3-4</u>、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-5（（5）を除く。）並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>(以下略)</p>